

プール学院大学G L P海外助成金支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、プール学院大学のG L P海外助成金について必要な事項を定めることを目的とする。

(対 象)

第2条 G L P海外助成金の対象者は、「異文化間リーダーシップ演習」を履修済みであり、かつ原則として、3年次以上の選抜された学生で、別に定める海外研修参加経験者とする。但し、一度支給を受けた学生は対象外とする。

(支給額)

第3条 G L P海外助成金の支給額については、別に定める。

(募 集)

第4条 海外研修の実施時期にあわせて、所定の期間に募集する。

(申 請)

第5条 G L P海外助成金を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入し、研修出発の2ヶ月前までに国際・地域委員長に提出する。

(選 考)

第6条 G L P海外助成金の選考および本助成金に関する審議は、国際・地域委員会で行う。本助成金は入学特別奨励金・入学奨励金、スカラシップ、およびプール学院大学が支給する奨学金、奨励金、助成金、授業料減免との重複採用可とする。

(支給決定)

第7条 G L P海外助成金の支給決定は、地域・国際委員会の議を経て、学長が行うものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。